



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.69

発行：東濃西部広域行政事務組合

ネットショップでの通販トラブル

インターネット通販サイトでブランドの財布が市販の価格より安く販売されているのを見つけ、限定5点だったのですぐに注文をした。しかし、お金を支払った後に届いた商品は偽物であり、メールで返品できるか聞いてみたが、返信が無い。このような場合の返品方法やお金は返ってこないかという問い合わせをよく受け付けます。通信販売には、クーリング・オフ制度が適用されません。事前に返品・交換条件を必ず確認しましょう。法律で、事業者の住所、電話番号、責任者の記載が義務付けられています。メールアドレスだけの記載の場合は要注意です。また、前払いしたのに商品が届かないこともあります。注文時の画面をプリントアウトしておく、何かトラブルがあった時の備えになります。そもそもブランド製品が格安で販売されているなんて、おかしいと疑ってかかりましょう。



ほんとーに
こんな相談ありました



お店でクレジットカードを渡して支払った。後日、分割払いにしようと思って変更手続きしようとしたが、できなかった。クレジットカード会社に問合せたら、クレジット決済ではなく後払い電子マネーの決済になっていて、一括の請求がなされることがわかった。

クレジットカードには、電子マネー機能が付いたものやキャッシュカードと一体になっているものなどが発行されています。決済をする際には、それぞれの特徴をよく理解し、どの決済方法で利用するかの注意が必要です。

6月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	16件
訪問販売	8件
訪問購入	0件
通信販売	32件
連鎖販売	8件
電話勧誘	28件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	31件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業